

富岡川漁業協同組合内共第六号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第一条 この規則は、富岡川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第六号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつている水産動植物（あゆ、うぐい、やまめ、いわな及びうなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第二条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣り、竿釣り、投網又はさで網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムにより申請しなければならない。

3 組合は、第一項の規定による申請があつたときは、手釣り、竿釣り、投網またはさで網による遊漁の場合には第十二条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第一項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第十二条に規定する場合を除き、第一項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第八条第一項の遊漁料を同条第二項の方法により組合に納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第三条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、採捕した魚を所持し、又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
やまめ いわな	この組合が定めて公表した区間	この組合が定めて公表した期間

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する遊漁承認証取扱所に掲示する。

(漁具・漁法の制限)

第四条 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規模
手釣り 竿釣り	竿数は一人二本以内。 ただし、あゆ釣りの場合にあつては竿数は一人一本。
投網 さで網	網の目は、一・七センチメートル以上。ただし、やまめ及びいわなを対象とする場合は三・〇センチメートル以上。 さで網の最長口径は七〇センチメートル以下。

2 富岡川においては、次条第一項の規定によるあゆについての公表の日から七日間は、手釣り又は竿釣りによつてする場合を除き、あゆの遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)
 第五条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	六月一日から十二月三十一日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。ただし、投網又はさで網については、別途組合が定めて公表する期間内。
うぐい	一月一日から十二月三十一日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。
やまめ・いわな	四月一日から九月三十日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。
うなぎ	四月一日から九月三十日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。

2 前項の公表は、組合及び遊漁承認証取扱所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第六条 前条の定めるもののほか、組合が水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公表したときは、当該禁止区域において当該期間中は、遊漁をしてはならない。

2 前項の公表については、前条第2項の規定を準用する。

(全長の制限)
 第七条 次の表の上欄に掲げる魚種は、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
やまめ・いわな	一五.〇センチメートル
うぐい	七.〇センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第八条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは五〇〇円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ うぐい やまめ いわな	手釣り・竿釣り	一日 一、〇〇〇円 一年 四、五〇〇円
	投網・さで網	一年 五、〇〇〇円
うなぎ	手釣り・竿釣り 竹筒・せん	一年 五、〇〇〇円

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。

ならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 富岡川漁業協同組合事務所（富岡町大字本岡字上本町四二〇の一番地）
- (2) 富岡川漁業協同組合遊漁承認証取扱所

（遊漁承認証に関する事項）

第九条 組合は第二条第一項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
 - (2) 承認期間
 - (3) 魚種
 - (4) 漁具・漁法
 - (5) 遊漁区域
 - (6) 遊漁料の額
 - (7) 注意事項
 - (8) その他参考となるべき事項
 - (9) 発行者名
- 2 遊漁承認証の交付は、前条第二項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

- 第十条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、次の表に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。

区域
富岡川の全域

（漁場監視員）

第十一条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

（違反者に対する措置）

第十二条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。